

議案第66号

公立大学法人鳥取環境大学の設立団体が協議して定める事項の変更に関する協議について

次のとおり公立大学法人鳥取環境大学の設立団体が協議して定める事項の一部を変更することについて、地方独立行政
法人法（平成15年法律第118号）第123条第3項の規定により、本議会の議決を求める。

平成26年2月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改め、平成26年4月1日から施行する。

改	正	後	改	正	前
1	<u>出資等に係る重要な財産</u>				
	<u>公立大学法人鳥取環境大学に係る地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第6条第4項に規定する重要な財産は、帳簿</u>				

価額が50万円以上の固定資産（適正な見積価額が50万円に満たないものを除く。）とする。

2 処分等の制限に係る重要な財産

公立大学法人鳥取環境大学に係る地方独立行政法人法第44条第1項に規定する重要な財産は、適正な見積価額が7,000万円以上の不動産（土地については、その面積が1件2万平方メートル以上のものに限る。）、動産又は不動産の信託の受益権とする。

重要な財産

公立大学法人鳥取環境大学に係る地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第90条第2項の規定により設立団体が協議して定める同法第44条第1項に規定する重要な財産は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供しようとする場合にあつては、その適正な見積価額）が7,000万円以上の不動産（土地については、その面積が1件2万平方メートル以上のものに限る。）若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする。